

平成21年8月

入札参加業者 各位

総務部 契約課

建設工事に係る入札・契約制度の変更について（お知らせ）

本市では、近年の地域建設業を取り巻く環境が非常に厳しいことから、建設工事に係る入札・契約制度の変更を行いますので、お知らせします。

なお、実施（適用）日につきましては、平成21年9月1日からといたします。

記

1. 前払金の限度額の変更

請負業者の資金調達の円滑化を図る目的で、前払金の限度額を請負金額の100分の30から、請負金額の100分の40に改めます。

2. 地域建設業経営強化融資制度の導入

請負業者の資金調達の選択肢を広げると共に、資金調達の円滑化を図る目的で、国の制度であります地域建設業経営強化融資制度を導入いたします。

この制度は、公共工事請負代金債権を担保に、事業協同組合等又は一定の民間事業者から、出来高に応じて融資が受けられるものです。

3. 工事請負契約書の変更

地域建設業経営強化融資制度を導入するため、工事契約書に債権譲渡承諾の条項を新たに追加しました。

また、公共工事標準契約約款を参考に、請負代金額の変更の条項に所要の修正を加えております。

4. コリンズへの登録

技術者の適正配置に資するため、請負金額が500万円以上の建設工事については、全てコリンズへの登録が必要になります。

以上